

## 前回（3月31日）計画部会からの主な修正点（交通政策基本計画）

ページ番号は、計画案の該当箇所

**はじめに**

- 環境基本計画等、様々な政府の計画との連携・整合を図る旨を記載（2ページ）

**第2章：交通が直面する「危機」と、それを乗り越える決意**

- 「公共」の持つ2つの意味の違いを意識した上での対応が必要である旨を記載（8ページ）
- 利用者を含むあらゆる関係者に対し混雑回避に向けた行動を促す施策の検討に取り組む旨を記載（9ページ）

**第3章：今後の交通政策の基本的な方針、新たに取り組む政策**

<基本的方針C：災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現>

- 自然災害発生時の適時適切な車両避難が実施できるよう、対応策の検討を進める旨を記載（20ページ）
- 脱炭素化の推進に取り組む旨を明確化（21ページ等）

**第4章：目標と講ずべき施策**

<基本的方針B：我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化>

- 交通分野における行政手続について、手続件数が多いもの、データ活用の有効性や可能性が高いものを優先して、アジャイル開発の手法を活用しつつ、令和7年度までに原則オンライン化する旨を記載（37ページ）
- 物流分野における深刻な労働力不足等の課題に対応すべき旨を記載（42ページ）

<基本的方針C：災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現>

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難誘導に係る適切な情報発信等について記載（48ページ）
- 事故やインシデントによる遅延等における交通サービスの迅速な復旧、その復旧過程における情報提供等を図る旨を記載。（49ページ）
- デジタル化への対応等による労働生産性の改善につながる取組を進め、働きがいを高めることにより、人材の確保とその育成を図る旨を記載（54ページ）
- 地球温暖化対策に関する数値指標について、地球温暖化対策計画において関連する指標の変更・追加が行われた場合のみなし規定を注釈として追記（55ページ）

**第5章：施策の推進に当たって必要となる取組**

- 交通事業者やコンサルタント等の民間会社における人材及び地域公共交通に係る知見や意欲に富むNPO等の活動に携わる一般市民、さらに大学等における学識経験者等による人的ネットワークづくりとその拡大を促す旨を記載（58ページ）